

厚木市告示第 270 号

厚木市立あつぎ郷土博物館条例施行規則（令和 6 年厚木市規則第 4 号）第 2 条第 2 項の規定により、あつぎ郷土博物館の臨時休館日を次のとおりとする。

令和 8 年 7 月 3 日

厚木市長 山 口 貴 裕

- 1 臨時休館日
令和 8 年 7 月 16 日（木）、17 日（金）
- 2 臨時休館の理由
展示工事のため